

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 本補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、境港市内で活動する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については本補助金の交付の対象外とする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動を行う団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体
- (4) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する団体

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業の名称に市民交流センター開館記念事業を冠して実施する事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民交流センターの開館を記念して実施するもので、多くの市民が参加、鑑賞できるものであること。
- (2) 令和4年7月10日から令和5年3月31日までの間に、市民交流センターにおいて実施されるものであること。
- (3) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、講演又はその他の文化活動に関する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与する事業

- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 本補助金以外に市からの補助金の交付が決定している事業
- (6) その他市長が不相当であると認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民交流センターの利用料金（付属設備及び器具等の使用に係る部分を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費のうち、次に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付する（1,000円未満の端数が生じたときは切捨て）。

- (1) ホール利用 184,000円
- (2) 会議室利用（展示目的） 133,000円
- (3) 会議室利用（展示目的を除く。） 40,000円

(交付の申請)

第6条 補助対象団体は、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 役員等名簿（様式第3号）
- (3) 市民交流センター利用料金見積書
- (4) その他、市長が必要と定めるもの

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、本補助金の交付決定を行い、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象団体に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助対象団体は、補助対象事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 市民交流センター利用料金見積書

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助対象事業の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更又は補助対象事業に要する経費の総額の20%以内の減額をいう。

(変更承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、本補助金の変更承認を行い、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助対象事業の中止の届出)

第10条 補助対象団体は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 交付決定通知書の写し
- （2） 事業実績報告（様式第9号）
- （3） 市民交流センター利用料金の領収書の写し

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助対象団体に通知するものとする。

（支払請求）

第13条 補助対象団体は、本補助金の支払を請求しようとするときは、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 本補助金の交付は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- （3） 第10条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

境港市長 様

申請者

住 所 境港市

団 体 名

代表者氏名

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付申請書

次のとおり市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金の交付を受けたいので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 補助対象事業の名称 _____

2 補助金交付申請額

(1) 補助対象となる経費 _____ 円

(2) 補助金交付申請額 _____ 円

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 役員等名簿（様式第3号）

(3) 市民交流センター利用料金見積書

(4) その他、市長が必要と定めるもの

事業計画書

1 申請団体の概要 (年 月 日現在)

団 体 名			
設 立 年 月 日	年 月 日	会員数	人
代表者職・氏名	役 職	氏 名	
団 体 所 在 地	〒 住 所 : 電 話 : FAX : メー ル :		
申請内容照会先 (※代表者と同一の場合 は記載不要)	〒 住 所 : 電 話 : FAX : メー ル : 担当者氏名 :		
団体の設立目的			
団体の主な活動実績			

(注) 団体の組織運営に関する規約（会則等）を添付してください。

2 事業計画

(1) 事業の名称			
(2) 事業の内容			
①実施時期	月 日 ()	時～	時
②開催場所			
③対象者	④参加予定人数 人		
⑤事業概要			

様式第3号（第6条関係）

役員等名簿

団体名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

役員等が暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名

印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長



市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
(補助対象経費 円)

境港市長 様

申請者

住 所 境港市

団 体 名

代表者氏名

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け受境生第 号で交付決定のあった市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金について、次のとおり変更したいので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 補助金変更承認申請額

(1) 補助対象となる経費 _____ 円

(2) 補助金変更承認申請額 _____ 円

4 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 市民交流センター利用料金見積書

年 月 日

様

境港市長



市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金については、次のとおり変更承認することとしましたので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金の変更承認額 円
(補助対象経費 円)

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者

住 所 境港市

団 体 名

代表者氏名

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金中止届出書

年 月 日付け受境生第 号をもって交付決定のあった市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金について、次のとおり中止したいので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第10条の規定により届出します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 中止の理由

年 月 日

境港市長 様

申請者

住 所 境港市

団 体 名

代表者氏名

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金実績報告書

年 月 日付け受境生第 号で交付決定のあった市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金の実績について、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の実施期間
 - (1) 着手年月日
 - (2) 完了年月日
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助対象経費の実績額 円
- 5 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 事業実績報告（様式第9号）
 - (3) 市民交流センター利用料金の領収書の写し

様式第9号（第11条関係）

事業実績報告

団体名 _____

補助対象事業の名称			
事業内容			
実施日		実施場所	
会員数		一般の 参加者数	

事業費内訳

(補助対象経費)	
小 計	
(補助対象外経費)	
小 計	
合 計	円

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月 日

様

境港市長



市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け受境生第 号で交付決定をした市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の確定額 円

年 月 日

境港市長 様

申請者

住 所 境港市

団 体 名

代表者氏名

市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金支払請求書

一金 _____ 円

年 月 日付け受境生第 号をもって交付決定（確定）のあった市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金について、市民で作る市民交流センター開館記念事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

補助事業等の名称	
補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円
支払い先	金融機関名 支店名 種 別（普通・当座） 口座番号 （フリガナ） 口座名義 上記口座に振込みをお願いします。 〔 代表者氏名 ⑩ 〕 ※代表者名と口座名義が異なる場合に記入してください。